

吉井電気株式会社 行動計画

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和4年4月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

目標1：男女とも平均勤続年数を11年以上とする

取組内容 令和4年4月～ 利用可能な両立支援制度に関する周知を行う
令和5年4月～ 各種制度について継続的にイントラネット等で周知する

目標2：男性の子育て目的の休暇等の取得促進

取組内容 令和4年4月～ 各種制度の周知、啓発を行う

【女性の活躍の現状に関する情報公表】

役員に占める女性の割合・・・50%（令和4年3月31日現在）

吉井電気株式会社 行動計画

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を次の通り策定する

1. 計画期間 令和5年6月1日～令和9年3月31日

2. 目標と取組内容

目標1：産休・育休取得希望者への支援体制の構築

取組内容 令和5年6月～

- ・休業者の業務カバー体制の確保を図り、復職後の仕事と育児の両立サポート体制を用意する。

目標2：年次有給休暇の取得促進

取組内容 令和5年6月～

- ・各所属長は育児参加の為の休暇等に理解を深め、半日単位での取得等個人にとって取得しやすい単位での年次有給休暇取得を促す。